

プラスチック資源循環促進法が施行されました

近年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

こうした背景から、プラスチック使用製品の設計から処理まで、資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022年4月からスタートしました。



現在は容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装を資源として分別・回収・リサイクルしていますが、これに加えて今まで燃えるごみなどとして処理されてきた、プラスチック使用製品についても、分別・回収・リサイクルに取り組むこととなります。

今はまだプラスチック使用製品の分別回収ができる体制が整っていませんが、今後プラスチック製品の分別回収が開始される際には、分別方法が変わることとなりますので、その時には分別方法をよくご確認のうえ、分別いただくようお願いいたします。

また、プラスチックの資源循環の取り組みは、小さなことでも色々なものがあります。プラ製のスプーンやフォークを貰わないことや、繰り返し使用できる製品を活用するなど簡単にできることから始めてみてください。



プラスチックを分別して資源として回収することで、プラスチックが新たな製品として生まれ変わり、大幅なごみの削減につながります。

積極的な分別・回収・リサイクルにご協力をお願いいたします。

※新たな分別回収の開始時期や分別方法などは、広報やホームページでお知らせしていきます。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」普及啓発ホームページ

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>